

2-2 新型コロナウイルス感染拡大に伴う地域経済再生・活性化への支援について（案）

（栃木県）

令和元年東日本台風をはじめとする自然災害により、多くの中小企業等の施設や設備が被災し、甚大な被害を受けるとともに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の収束がいまだに見通せず、地域経済を担う中小企業等の事業継続が危機に瀕している。

こうした中、各都県では国の「中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業」、「地域企業再建支援事業」及び「地方公共団体による小規模事業者支援推進事業」並びに「地域企業再起支援事業」の活用とともに、制度融資を用いた民間金融機関による無利子・無担保融資制度等により事業者支援に取り組んでいるところである。

また、第三セクター鉄道を含む地域鉄道やバス、タクシー等の地域の公共交通事業者は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、利用者が著しく減少する中においても、日常生活の安定及び社会経済活動の維持のために運行を継続していることから、運輸収入が激減し、極めて深刻な経営状況に陥っている。さらに、テレワークの定着等により今後の移動需要の回復が見通せない中、感染症防止対策の徹底や新しい生活様式への転換などについても、果敢に取り組んでいく必要がある。

については、地域の中小企業等の感染拡大防止と事業継続や再起に向けた取組を支援するとともに、地域の公共交通事業者が今後も感染拡大防止を図りつつ、継続的に住民の日常生活における移動手段を維持確保し、地域経済の発展・成長を支えていけるよう、次の事項について特段の措置を早急に講じられたい。

- 1 中小企業の再起を促進する「地域企業再起支援事業」について、今年度における追加の予算措置を講ずること。

- 2 令和元年房総半島台風及び令和元年東日本台風によって被災した中小企業等の事業再建を支援する「中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業(グループ補助金)」や「地域企業再建支援事業」、「地方公共団体による小規模事業者支援推進事業」については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、設備や建築部材等の納品の遅れにより、令和2年度内の事業完了が困難な事業者が見込まれることから、被災地域の復旧・復興及び地域経済の持続可能性の回復が図られるまで、必要な予算措置を講ずること。
- 3 都道府県制度融資を活用した民間金融機関による実質無利子・無担保融資について上限額（現在4千万円）の引上げや利子補給期間の延長、信用保証協会への損失補償に対する財政措置を行うこと。
- 4 地域公共交通活性化再生法の改正に伴う制度設計にあたっては、地域の実情を踏まえた創意工夫が可能となる制度を構築し、手続きの迅速化・簡素化、さらには、持続的な運行を確保するための財政支援の充実を図ること。
- 5 第三セクター鉄道を含む地域鉄道事業者に対する感染症防止対策をはじめ、安全輸送設備等整備への支援や地方負担に係る地方財政措置について拡充を図るとともに、経営支援に資する新たな財政支援制度の創設を早急に講じること。
- 6 バス・タクシー事業者に対する感染症防止対策や生活交通の確保・充実に向けた支援制度の拡充や財政支援を早急に講じること。